答 申

第1 香川県情報公開審査会(以下「審査会」という。)の結論

香川県知事(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、実施機関が公開することとした部分を除き、非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和3年9月3日付けで、香川県情報公開条例(平成12年香川 県条例第54号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対し、 次の内容の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(防災・安全社会資本整備交付金)県道丸亀詫間豊浜線(多度津西工区)道路整備工事(仮称:多度津トンネル)(以下「本件工事」という。)を対象にした工事設計書(当初)の調査基準価格の算定資料等

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、次の文書を特定し、令和3年10月28日付けで、(1)については公開決定、(2)及び(3)については別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 平成30年度本件工事に係る入札公告、入札説明書、入札公告資料(金抜き設計書、数量計算書、図面一式)、設計図書等に対する質問・回答書
- (2) 平成30年度本件工事に係る金入り設計書(以下「本件行政文書1」という。)
- (3) 平成26年度本件工事に係るトンネル詳細設計業務委託の報告書のうち、本体工設計、地形地質概要、地山分類、施工法検討、抗門工設計、防水工・排水工設計、舗装工設計、計測計画、申し送り事項、概算工事費、打合せ資料、施工設備計画書(以下「本件行政文書2」という。)

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年11月17日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1)審査請求人は、条例第5条の規定により令和3年9月3日付けの行政文書 公開請求書にて実施機関に対して行政文書の公開を請求した。

実施機関からは、令和3年10月28日付け3道路第45990号の行政文書公開決 定通知書及び行政文書一部公開決定通知書に記載する処分を受けた。

- (2) 実施機関は、条例第7条第1号本文と条例第7条第4号を理由に公開しない部分を決定している。このうち、条例第7条第4号を理由とした部分においては「入札及び工事の施行に係る基本的かつ重要な情報であり、その内訳を全て公開することにより今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」と公開しない理由を記載されている。
- (3)審査請求人は、実施機関が述べた公開しない理由のうち、「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならないと考える。また、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値するほど程度の蓋然性が要求されると考える。
- (4) しかしながら、実施機関の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第7条行政文書の公開義務の規定に違反しており、違法である。
- (5) あわせて、実施機関から送付された行政文書の写しは、写しの交付にあたって、紙に打ち出されたものについて電子複写機により当該文書等の写しを作成し、非公開とする部分をマジック等により黒く塗りつぶし、それをさらに複写した物で交付されている。
- (6) しかしながら、実施機関から送付された行政文書の写しの一部は、複数回 複写を重ねた理由からか公開する部分の文字が不明瞭となっており判読できな い。さらに、元々からカラーで印刷していた行政文書を白黒で複写した理由か らか公開した濃い色の部分が不明瞭となっており判読しづらい部分がある。
- (7) このように、実施機関から送付された行政文書の写しに公開部分であって も、実質的には非公開となっている部分がある処分であるから、条例第7条行 政文書の公開義務の規定に違反しており、違法である。
- (8) 本件処分により、審査請求人は、条例第5条公開請求権を侵害されている。
- (9)以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。
- 3 反論書による主張

反論書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「条例第7条第4号の非公開情報に該当するものとまではいえないと判断 するに至ったところである。」とされている。実施機関は、「既処分を取り消 す」のか、「既処分を取り消さない」のかを明確に弁明していない。実施機関には再弁明を求める。

(2) 実施機関から交付された行政文書の写しのうち、審査請求人が実質的に非公開となっている部分を証拠書類として添付する。証拠書類のとおり、文字や数字が判読できない。実施機関には、この証拠書類を確認の上、再弁明を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第1号本文に関する情報について 本件行政文書2のうち個人の氏名については、条例第7条第1号本文の特定の 個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため、非公開情報に該当する。
- 2 条例第7条第4号に関する情報について

本件処分においては、工事等の入札・契約に関する業務に関し、県が閲覧に供していない数量並びにその数量を基に算出した単価及び金額については、当該業務施行に係る基本的かつ重要な情報であるため、かかる情報に該当する部分については、公開することにより、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第7条第4号に該当すると判断して、別表の公開しない部分を非公開としたところである。

しかし、その後の検討により、当該部分については、当該業務施行に係る基本的かつ重要な情報であるものの、公開した場合に今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあって条例第7条第4号の非公開情報に該当するものとまではいえないと判断するに至ったところである。

3 審査請求人の第3の2(5)から(8)までの主張について 写しが明瞭であったかどうかは、本件処分の違法理由とはならない。

なお、実施機関が審査請求人へ交付した本件行政文書の写しは、実施機関が業務上使用する複写機を用いて通常の使用方法により作成したものである。

また、本件処分は、審査請求人の条例第5条の公開請求権を侵害していない。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査

に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 工事設計書等について

(1) 本件行政文書1について

実施機関が本件工事を入札に付して発注する際に、その工事目的物を完成させるために必要な価格の総額を計算した根拠資料となるものである。必要な材料、数量、単価及び金額が明記されている。

(2) 本件行政文書 2 について

実施機関から委託を受けた業者が納品した成果報告書であり、施工法の検討や、調査事項について記載されている。明記された単価、金額等は、積算の基礎となるものである。また、地形地質概要、施工法検討及び打合せ資料のうち、ボーリング柱状図、仮設備配置図及び現地踏査結果概要図には個人氏名が記載されている。

3 非公開情報該当性について

(1)条例第7条第1号該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報は最大限に保護されることが必要であるため、特定の個人が識別され得る情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。また、我が国において、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした。加えて、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書で規定し、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方に基づき、本件行政文書2の本号該当性について、以下検討する。

当審査会が見分したところ、本件行政文書2のうち、地形地質概要に含まれるボーリング柱状図、施工法検討に含まれる仮設備配置図、打合せ資料に含まれる現地踏査結果概要図及び仮設備配置図には個人氏名が記載されている。いずれも特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第1号本文に規定する非公開情報に該当する。また、これらが同号ただし書に該当する事由は認められない。

(2) 実施機関が公開することとした部分

本件行政文書1のうち「入札及び契約において県が閲覧に供していない数量並びにその数量を基に算出した単価及び金額」及び本件行政文書2のうち「比較表等に掲載された金額、単価に関するもの(ただし、基準書に記載された歩掛、公表されている単価等を除く。)」について、第4の2のとおり実施機関はこれを公開することとしているので、当審査会では判断しないものとする。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表

加払		
公開請求に係る 行政文書	公開しない部分	公開しない理由
	- II II	
本件行政文書1	入札及び契約において県	入札及び工事の施行に係る基本的か
	が閲覧に供していない数	つ重要な情報であり、その内訳を全
	量並びにその数量を基に	て公開することにより今後の当該業
	算出した単価及び金額	務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
		れがあるため。(条例第7条第4号
		該当)
本件行政文書2	個人氏名	特定の個人が識別され得る個人に関
		する情報に該当するため。(条例第
		7条第1号本文該当)
	比較表等に掲載された金	工事の施行に係る基本的かつ重要な
	額、単価に関するもの	情報であり、その内訳を全て公開す
	(ただし、基準書に記載	ることにより今後の当該業務の適正
	された歩掛、公表されて	な遂行に支障を及ぼすおそれがある
	いる単価等を除く。)	ため。(条例第7条第4号該当)